

これまでの 石狩市手話基本条例 の歩み



1. 条例制定の経緯

- ① 市民との交流
- ② 市長の意思表示
- ③ 条例検討会の設置



①市民との交流

平成23年12月 地元聴力障害者協会や手話サークル等の方が市長室開放事業に来訪

- 全日本ろうあ連盟が作成の小冊子『みんなでつくる手話言語法』を市長に手渡した
- 市長は以前から手話に関する条例の必要性を認識
- 冊子の内容から条例制定の思いを強くした

②市長の意思表示

「手話の地位向上を目指した手話の条例を制定したい」

- 平成24年1月 石狩聴力障害者協会新年交礼会
- 平成24年9月 全道ろうあ者大会
- 平成25年3月 石狩市議会

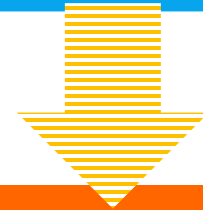
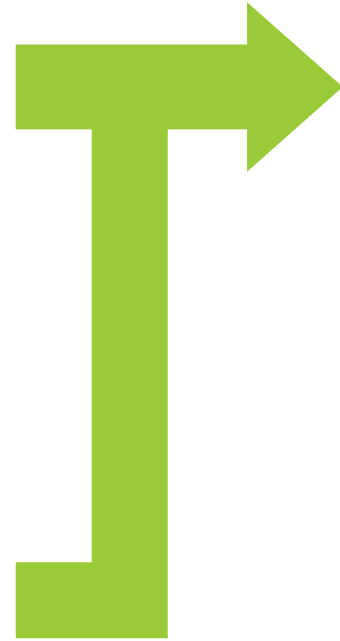
③ 条例検討会の設置

平成25年5月「石狩市手話に関する基本条例検討会」を設置

- 委員構成→聴覚障がい関係団体、手話・要約筆記に関する団体、学識経験者など9名
- 検討期間→平成25年5～10月
- 開催回数→7回

誰のための
条例か？

手話条例の
目的は何か？



全日本ろうあ連盟
に相談

手話条例検討会での議論

条例の理念

**「手話は言語」であることへの理解を
広めるためのもの**

**障がい者支援の福祉的な視点から
定めるものではない**

**言語的少数者のことを市民が理
解するためのまちづくり条例である**

**手話はコミュニケーションの手段で
はなく一つの言語として捉えること**

平成25年12月16日 石狩市議会において全会
一致で『石狩市手話に関する基本条例案』可決



全国市町村初 手話条例の誕生

2. 条例制定後の取り組み

- 平成26年3月 施策の推進方針を策定
- 推進方針に基づき、具体的な施策を進める

取り組みの特徴

- ① 手話は言語であることの意味を理解する
- ② 小中学校における手話出前授業の定着
- ③ 地域における手話の広がり

施策の推進方針と取り組み

施策の推進方針

- ① 手話の普及啓発に関する事項
- ② 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- ③ 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項

①手話の普及啓発

(ア) 市民向け手話出前講座

年度	箇所数	回数	延べ人数
H26	30箇所	102回	3,618人
H27	28箇所	148回	3,860人
H28	24箇所	167回	4,480人
H29	33箇所	223回	6,982人
H30	31箇所	229回	7,170人
R1	28箇所	220回	6,833人

①手話の普及啓発

(イ) 研修や学習のための教材づくり

- 小学生向けの手話教育プログラムと手話出前授業のための副教材作成

『手話でこんにちは』



①手話の普及啓発

(ウ) 市職員対象の手話研修会

- 全職員が受講対象
- 新人職員研修・フォローアップ研修の実施



①手話の普及啓発

(エ) 事業所向け手話研修会

- 市内のスーパー、消防署などで研修会を実施
- 石狩消防署では自主研修に発展(週4回)
- オープン前の道の駅でも実施



①手話の普及啓発

(オ) 小中学校での手話出前授業



(オ) 小中学校での手話出前授業

年度	小学校			中学校		
	学校数	回数	延べ人数	学校数	回数	延べ人数
H26	7校	64回	2,143人	5校	6回	551人
H27	7校	97回	2,927人	3校	12回	327人
H28	10校	122回	3,223人	5校	20回	891人
H29	10校	160回	4,687人	7校	22回	1,352人
H30	11校	171回	5,175人	6校	17回	1,001人
R1	10校	169回	5,331人	5校	21回	908人

石狩翔陽高校の 取り組み

- 平成29年4月から『手話語』
の授業開始
- 2・3年生の選択授業
- 実践だけでなく、手話や
ろう者の歴史など理論も学ぶ



①手話の普及啓発

(カ) 市民が手話に親しむために

- 放課後児童クラブでの手話講座
- 石狩手話フェスタ
 - ・平成27年度から開催
 - ・実行委員会を組織して市民が運営

石狩手話 フェスタ

- ろう協、手話
サークルなどで
実行委員会を
組織
- 年1回開催
- 今年は中止



①手話の普及啓発

(キ) 手話の普及啓発等の仕組みづくり

●石狩手話出前講座運営委員会設置

【構成メンバー】

石狩聴力障害者協会、手話サークル、行政職員、
専任手話通訳者等

②情報取得と環境づくり

(ア) 手話による行政情報の発信

- 市議会の映像に手話通訳(ワイプ)を入れて配信



②情報取得と環境づくり

(イ) ICTを活用した環境づくり

- 遠隔手話通訳サービス

- 市役所と障がい福祉課をつなぐ

- ※今後、医療機関や金融機関にも拡充予定

- 電話リレーサービス

- 日本財団のモデル事業とは別に単独実施

電話リレーサービス

予約を翌日に
変更してほしい



聞こえない人

明後日の10時
であれば可能



手話通訳者

明後日の10時
であれば可能



病院・銀行など

③意思疎通支援の拡充

(ア) 手話通訳者の人材育成

- **登録手話通訳者の研修会**
通訳技術の向上と対人援助など
- **手話通訳者養成講座の実施**
手話通訳者：専任3人、登録7人

③意思疎通支援の拡充

(イ) 手話通訳者の環境整備

- 手話通訳者の月額報酬・謝金アップ
- 自家用車の公用使用
- タクシーチケットの配布



③意思疎通支援の拡充

(ウ) 手話通訳派遣制度のあり方を検証

- 意思疎通支援のため手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業
- 通院、児童の教育、労働関係など
- 政治、宗教、営利目的に関することは除外
⇒要件を緩和